

石川県小中学校長会 会則

第一章 総則

【名称】

第一条 本会は石川県小中学校長会と称する。

【目的】

第二条 本会は全郡市校長会相互が緊密な協調を保ち、小中学校の教育振興を図ることを目的とする。

【構成】

第三条 本会の構成は全小中学校長をもって構成する。

【事務所】

第四条 本会の事務所を会長指定の場所に置くものとする。

【事業】

第五条 本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学校の管理・運営に関すること
2. 教育の研究・調査に関すること
3. 教育についての世論の喚起及び振興に関すること
4. 関係機関との連絡・協調に関すること
5. その他、本会の目的達成に必要なこと

第二章 役員及び機関

【役員等】

第六条 本会には次の役員、委員等を置くものとする。

- 1 小中校長会
 - (1) 役員
会長 1名 副会長 3名(地区選出 2名、小または中会長 1名)
理事長 1名 副理事長 1名 理事 6名
 - (2) 委員等
評議員 若干名 会計 2名 監査 2名
- 2 小学校長会及び中学校長会(以下、小校長会・中校長会という)
小会長・中会長 各1名 小副会長・中副会長 各2名 小幹事長・中幹事長 各1名
小幹事・中幹事 各3名 代議員 若干名
- 3 生徒指導部会、対策部会、編集部会
部長 各部会 1名 副部長 各部会 1名 部員 各部会 若干名

【役員の任期】

第七条 本会の役員等の任期は1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。補欠選任の場合は前任者の残任期間とする。

【顧問】

第八条 本会には顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、評議員会の承認を得て委嘱する。任期は1ヶ年とする。

【役員等の選出】

第九条 会長・副会長・理事長・監査・副理事長・理事・会計・評議員・小会長・中会長・小副会長・中副会長・小幹事・中幹事・代議員・部長・副部長は別に定める「石川県小中学校長会役員・委員等選出基準」に基づき各郡市が推薦し、評議員会で承認を得るものとする。また、総会で報告するものとする。

1. 評議員は代議員を兼ねるものとし、各郡市校長会の代表として小学校、中学校より各1名選出する
2. 理事と小幹事・中幹事は兼ねるものとし、小学校、中学校より各3名選出する
3. 会計及び監査は、それぞれ小学校、中学校より各1名選出する
4. 会長、副会長、理事長、監査、副理事長に欠員が生じた場合、その補充には、評議員会の承認を得るものとする
5. 部員は必要に応じて各郡市より選出するものとする

【役員等の任務】

第十条 役員等の任務は次に定める事項とする。

1. 会長は本会を代表して会務を統理する
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する
3. 理事長及び副理事長は会長、副会長を補佐し、理事会をまとめ会務を処理する
4. 理事は本会の会務を処理し、部会との連絡・調整にあたる
5. 評議員は本会の重要事項を議決し、必要な会務を処理する
6. 会計は本会の会計を処理し、評議員会に報告する
7. 監査は会計を監査し、総会に報告する

8. 小・中各会長は小・中各校長会を代表して会務を処理する
9. 小・中各副会長は小・中各会長を補佐し、小・中各会長事故ある時はその職務を代理する
10. 小・中各幹事は小・中各校長会幹事会をまとめ会務を処理し、理事会との連絡・調整にあたる
11. 小・中各幹事は小・中各校長会の会務を処理する
12. 小・中各代議員は、小・中各校長会の重要事項を議決し、必要な会務を処理する
13. 部長は部会をまとめ会務を処理する
14. 副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代理する
15. 部員は部会の会務にあたる

【機関】

第十一条 本会には次の機関を置き、会長がこれを招集する。

- 1 総会
- 2 評議員会
- 3 理事会
- 4 監査会
- 5 小学校代議員会
- 6 中学校代議員会
- 7 小学校幹事会
- 8 中学校幹事会
- 9 生徒指導部会
- 10 対策部会
- 11 編集部会
- 12 会計部会
- 13 その他

【総会】

第十二条 総会は本会の最高議決機関であって、次の事項を審議、議決する。

1. 予算の議決、決算の承認に関する事
2. 活動方針ならびに事業計画に関する事
3. その他重要な案件に関する事

【総会の構成】

第十三条 総会は全会員をもって構成し、年1回開催する。但し、必要ある時は臨時に開くことができる。

1. 総会の議長はその都度選出する
2. 総会の議決は多数決によるものとする
3. 緊急やむを得ない事情により、総会を開催できない場合、評議員会の議決をもってこれに代えることができる。この場合、次の総会に承認を受けるものとする

【評議員会】

第十四条 評議員会は本会において総会に次ぐ重要な議決機関で、主に次のことを審議、決定する。

会長、副会長、理事長、副理事長、理事、評議員をもって構成し、年6回開催する。但し、会長が必要と認めた時は臨時に招集することができる。必要に応じて小学校、中学校毎に開催することができる。

1. 第九条に基づき、各郡市が推薦した役員・委員等の承認
2. 総会からの委任事項の処理
3. 総会に提出する議案の審議
4. 会則変更に関する事
5. 本会の行う事業に関する事
6. 緊急な事項の審議、決定
7. その他必要な事

【代議員会】

第十五条 小・中各代議員会は、小学校長会及び中学校長会において、主に次のことを審議、決定する。

小・中各会長、小・中各副会長、小・中各幹事長、小・中各幹事、小・中各代議員をもって構成し、年6回開催する。但し、小・中各会長が必要と認めた時は臨時に開催することができる。

1. 評議員会からの委任事項の処理
2. 評議員会に提出する議案の審議
3. 教育研究に対する研究活動
4. 研究協議会への対応
5. その他必要な事

【理事会】

第十六条 理事会は評議員会から委任された事項及びその他の会務の執行にあたる。

会長、副会長、理事長、副理事長、部長、理事をもって構成し、次のことを執行する。但し、必要に応じて委員等を構成に加えることができる。

1. 評議員会に提出する議案の審議
2. 評議員会の決定事項の処理
3. 緊急事項の処理。但し、その時は次の評議員会で報告、承認を得ること
4. 本会の常務の執行、各種原案の企画立案と庶務に関する事
5. その他必要な事

【幹事会】

第十七条 小・中各幹事会は小・中各代議員会から委任された事項及びその他の会務の執行にあたる。

小・中各会長、小・中各副会長、小・中各幹事長、小・中各幹事で構成し、次のことを執行する。但し、必要に応じて委員等を構成に加えることができる。

1. 小・中各代議員会に提出する議案の審議
2. 小・中各代議員会の決定事項の処理
3. 緊急事項の処理。但し、その時は次の小・中各代議員会で報告、承認を得ること
4. 小・中各校長会の常務の執行、各種原案の企画立案と庶務に関する事
5. その他必要な事

【監査会】

第十八条 監査会は監査委員をもって構成し、会計の監査を行う。

【部会】

第十九条 本会には次の部を置く。部会は部員をもって構成し、各部の運営については別に定める。

1. 小学校長会、中学校長会
教育に関する研究及び研究協議会への対応
2. 生徒指導部
生徒指導に関することへの対応
3. 対策部
教育に関する調査等への対応
予算、待遇改善の対策に関すること
各種関係諸団体との連絡・協調に関すること
4. 編集部
機関紙等の編集・刊行に関する事業並びに教育に関する事業
5. 会計部
本会の会計

【専門委員会】

第二十条 本会に専門委員会を設置することができる。

1. 会長が必要と認めた場合には、専門委員会を置くことができる
2. 委員は会長が委嘱する

【事務局】

第二十一条 本会は会務を処理するために事務局を置く。事務局規定は別に定める。

第三章 研究協議会

【研究協議会】

第二十二条 研究協議会（略称 研究大会）は年1回開催する。但し、必要がある時は臨時に開催することができる。

1. 研究大会は全会員をもって構成する
2. 研究大会の議長はその都度選出する
3. 研究大会に付議する事項は次の通りである
 - ・教育上重要な諸問題の研究討議
 - ・その他研究大会の目的達成に必要なこと
4. 研究大会における議決は、出席者の多数決による

第四章 会計

【会計】

第二十三条

1. 本会の経費は会員の負担金、その他の収入をもってあてる
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

【その他】

第二十四条 その他本会の運営等に必要な規則は別に定める。

付則

1. この会則は、石川県小学校長会会則及び石川県中学校長会会則を廃止し、石川県小中学校長会会則を改正して平成19年4月1日より実施する。
2. 平成25年5月20日一部改正
3. 平成26年2月13日一部改正
4. 平成26年6月17日一部改正
5. 平成27年1月16日一部改正